

令和元年度第2回「三崎中学校跡地等城山地区市有地」の民間活力を活かした利活用に係るサウンディング調査 実施要領

1. 調査の目的

三浦市では、三崎中学校跡地等城山地区市有地の民間活力を活かした利活用に向けた調査を進めております。民間事業者の自由な発想のもと、魅力あふれる三崎中学校跡地等城山地区市有地を目指して、令和元年9月に第1回サウンディング調査を実施しました。第1回サウンディング調査で民間事業者からいただいたご意見を踏まえ、事業者募集に向けた各種条件設定の参考とするため、第2回サウンディング調査を実施します。

2. 調査対象

(1) 調査の対象施設（対象施設の概要は別添資料参照）

名称：三崎中学校跡地等城山地区市有地

所在地：三浦市城山町1番1号他

敷地面積：約3.15ha

(2) 調査の対象者

三崎中学校跡地等城山地区市有地の利活用提案を行ない、かつ自らが主体的に事業を実施する意向のある民間事業者（NPO 団体その他団体を含む）またはそのグループ（業種・業態は問わず）。

3. 主な調査内容等

- 調査対象施設において想定する土地利用用途、エリア内における施設のゾーニング、概略事業計画についてご提案をいただく予定です。
- 建築用途や高さ制限の緩和、税制優遇など、進出の可能性が高まる方策についてご意見を伺う予定です。
- 参加申込事業者には、サウンディング実施前に事業計画等をご検討いただくため、事前に関係資料を送付させていただきます。

4. サウンディング調査の実施期間、実施方法

実施期間：令和2年1月27日（月）～2月7日（金）

実施方法：原則、参加事業者の事業所への訪問によりサウンディングを実施します。

参加事業者からの申し込み後、個別に日程等を調整させていただきます。

ただし、事業所の場所や日程調整により、三浦市での実施をお願いすることもあります。なお、日程調整の結果、上記実施期間の前後にサウンディングを実施する可能性もあります。

5. 調査の進め方

(1) スケジュール

実施要領の公表・公募開始	令和 2 年 1 月 17 日 (金)
質問の受付期限	令和 2 年 1 月 24 日 (金)
参加申込期限	令和 2 年 1 月 31 日 (金)
サウンディングの実施	令和 2 年 1 月 27 日 (月) ~2 月 7 日 (金)

※参加申込受付後、順次日程調整のうえサウンディングを実施させていただきます。

(2) 質問の受付及び回答

エントリー質問書(様式-2)に必要な事項を記入の上、1月24日(金)午後5時までに、連絡先Eメールアドレス(「7. 問い合わせ及び提出窓口」を参照)宛に、メール标题を【三崎中学校跡地等城山地区市有地サウンディング質問】として送付して下さい。回答は1月28日(火)頃に市ホームページに回答を掲載します。なお、回答にあたり質問者の名称は公表しません。

(3) 参加受付(エントリーシート提出)

本サウンディングへの参加を希望する場合は、エントリーシート(様式-1)に必要な事項を記入の上、1月31日(金)午後5時までに、連絡先Eメールアドレス(「7. 問い合わせ及び提出窓口」を参照)宛に、メール标题を【三崎中学校跡地等城山地区市有地サウンディング参加申込】として送付して下さい。

(4) サウンディング実施の通知・日程調整

エントリーシート受領後、三浦市から日程調整のため電話またはEメールによりご連絡いたします。ただし、日程・時間など希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

(5) 参加の辞退

エントリーシート提出後に参加を辞退する場合は、連絡先Eメールアドレス(「7. 問い合わせ及び提出窓口」を参照)宛に、メール标题を【三崎中学校跡地等城山地区市有地サウンディング参加辞退】として送付して下さい。

(6) サウンディングの実施

サウンディング実施を通知した民間事業者との間で1グループ60分を目安に対話を実施します。なお、市側の参加メンバーは担当事務局、当該事業の委託事業者等2~4名程度の予定です。

(7) 実施結果の公表

本サウンディングの実施結果の概要については、本市ホームページで公表します。なお公表にあたっては、参加事業者の名称、各事業者のノウハウに関わる内容については公表しません。

6. その他留意事項

(1) 参加除外条件

応募者が次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認められませんので、あらかじめご了承ください。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当。
- ・三浦市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止期間中である。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続開始の決定がなされている。
- ・三浦市暴力団排除条例（平成 23 年三浦市条例第 2 号。以下「市条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 条に規定する暴力団経営支配法人等。
- ・神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反している。
- ・役員等（個人である場合にはその者を、法人等である場合にはその役員（市条例第 2 条第 5 号に規定する役員をいう。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有している。

(2) その他

- ・参加事業者の名称は非公表とします。
- ・サウンディング参加に要する費用の弁済及び報酬はありません。
- ・サウンディング（対話）に参加できる人数は 1 グループ 5 名までとします。

7. 問い合わせ及び提出窓口

三浦市政策部市長室（担当：澤口）

〒238-0298 神奈川県三浦市城山町 1 番 1 号

電話 046-882-1111（内線 441）

FAX 046-882-2836

E-mail seisaku0202@city.miura.kanagawa.jp